

津市水道事業の集合住宅に対する各戸検針及び各戸徴収等に関する取扱要綱

平成18年1月1日

改正 平成27年3月31日

令和2年3月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づく集合住宅における導水装置に係る水道料金（以下「料金」という。）について、各戸に設置された水道メーターの検針（以下「各戸検針」という。）を行い、これに係る料金を各戸の入居者から徴収（以下「各戸徴収」という。）する場合の要件及び手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 集合住宅の設置者又は所有者をいう。
- (2) 集合住宅 導水装置が設置された中高層建物をいう。
- (3) 導水装置 貯水槽以下の給水管、止水栓及び水道メーター等の装置をいう。
- (4) 各戸メーター 所有者が設置した水道メーターをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は、次に掲げる要件を備えた集合住宅とする。

- (1) 3階以上の集合住宅で住宅専用の建物であること。ただし、住宅専用以外の建物であっても、非住宅部分が独立した給水装置となっているものは、住宅専用の部分についてのみ適用の対象とする。
- (2) 導水装置の各戸メーターは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する遠隔指示式水道メーター等設置・管理基準（以下「遠隔装置設置基準」という。）に適合しているものであること。

(申請の手続等)

第4条 前条各号の要件に適合する集合住宅の所有者は、各戸検針及び各戸徴収の取扱いを受けようとするときは、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収の取扱い申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する取扱い契約書 2通
- (2) 代表者選定届
- (3) 入居者名簿
- (4) 遠隔指示式水道メーターの検査請書
- (5) 遠隔指示式水道メーターの試験検査証明書
- (6) 配管系統図（平面図及び立体図）
- (7) その他必要な書類

2 申請は、一給水装置を単位として行うものとする。

3 既設集合住宅における各戸メーターの遠隔指示式水道メーターへの改造工事において遠隔装置設置基準により難いと判断される事項は、事前に管理者と打合せをするものとする。

（立入検査）

第5条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、導水装置及び附属設備の立入検査を行うものとし、管理者の定める遠隔装置設置基準に適合していないときは、所有者又は代表者に改善の指示をすることができる。

（契約）

第6条 管理者は、第4条第1項の申請書の受理後、第3条の規定に適合しているものについて、集合住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する取扱契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 契約を締結するまでは、各戸検針及び各戸徴収の取扱いは、行わないものとする。

3 所有者に変更があった場合は、管理者に届けるとともに、新たに契約を締結するものとする。

（代表者）

第7条 所有者は、水道の使用に関する事項の処理をさせるために代表者を選定し、管理者に届け出なければならない。

2 代表者に変更があったときは、管理者に代表者変更届をもって届けるものとする。

（導水装置の管理責任）

第8条 導水装置は、水道法（昭和32年法律第177号）でいう給水装置で

なく、その水質管理、導水装置及びその附属設備の維持管理並びに検定期間満了に係る各戸メーターの取替えは、所有者が責任を持って行わなければならない。

(各戸検針)

第9条 検針は、管理者が指定する定例日に集中検針盤により行い、「ご使用水量のお知らせ」を住宅1階の郵便受箱に投函し通知するものとする。ただし、集中検針盤（受信器）が異状のときは、各戸メーター（発信器）を基準とする。

2 各戸メーター（発信器）の異状又は検針障害のため検針不能の場合は、条例第27条の規定により使用水量を認定する。

3 各戸メーターの使用公差測定が必要が生じたときは、所有者が所定の検査機関へ依頼するものとする。

(各戸徴収)

第10条 管理者は、前条の規定により各戸検針した使用水量に基づいて、条例第23条第1項の規定により算出した料金を各戸の入居者に請求するものとする。

(差水量)

第11条 管理者は、管理者が設置した水道メーターにより検針した使用水量が各戸メーターの使用水量の総和より超過した場合は、その原因を調査し、所有者の責めに帰すると認められるときは、その超過した水量に相当する料金を所有者に請求することができる。

(未納料金の措置)

第12条 管理者は、入居者が料金を滞納した場合は、条例第39条及び津市水道事業給水停止事務取扱要綱（平成18年1月1日施行）の規定により給水を停止することができる。

(契約の解除)

第13条 管理者は、所有者が契約に違反し、契約に定める義務を履行する見込みがないときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者に損害が生じることがあっても、管理者は、その責めを負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項は、条例、津市水道事業給水条例施行規程（平成18年津市水道事業管理規程第13号）その他管理者の関係規定の

定めによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に合併前の(津市)集合住宅の各戸検針、各戸徴収に関する取扱基準(昭和63年4月1日制定)又は久居市水道事業の集合住宅に対する各戸検針及び各戸徴収等に関する取扱要綱(昭和61年久居市水道事業管理要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。